

瑞浪市景観計画
運用の手引き

平成28年4月

瑞浪市

はじめに

瑞浪市は屏風山などの山々や土岐川の清流、天然記念物であるヒトツバタゴの自生地など、自然景観に恵まれたまちであるとともに、中山道の面影を残す大湫宿や細久手宿などの歴史・文化の景観も有しており、これらは将来にわたって継承していく貴重な財産です。

これまで、本市のまちづくり、環境整備については、総合計画を基本に都市計画マスタープランや環境基本計画などにより進めてきましたが、景観に特化した計画や条例はなく、景観については、個別事業の中で配慮してきました。

その様な状況のなか、平成16年に景観法が公布され、景観に対する基本理念や責務、景観計画の策定等、良好な景観形成に関する仕組みが法的に位置付けられました。本市においても地域の特性を活かした景観形成を図るため、平成24年3月に景観行政団体に移行するとともに、市民アンケート調査や策定委員会での検討を重ね、平成28年4月より「瑞浪市景観計画」を施行することとなりました。

「瑞浪市景観計画」においては、建築物等の建築に際して、事前の届出が必要な場合があります。本手引は、届出手続きや景観形成基準の考え方等について解説したものであり、景観計画の参考図書として、計画や設計・施工に際して活用頂き、本市の良好な景観形成の一助となることを意図したものです。



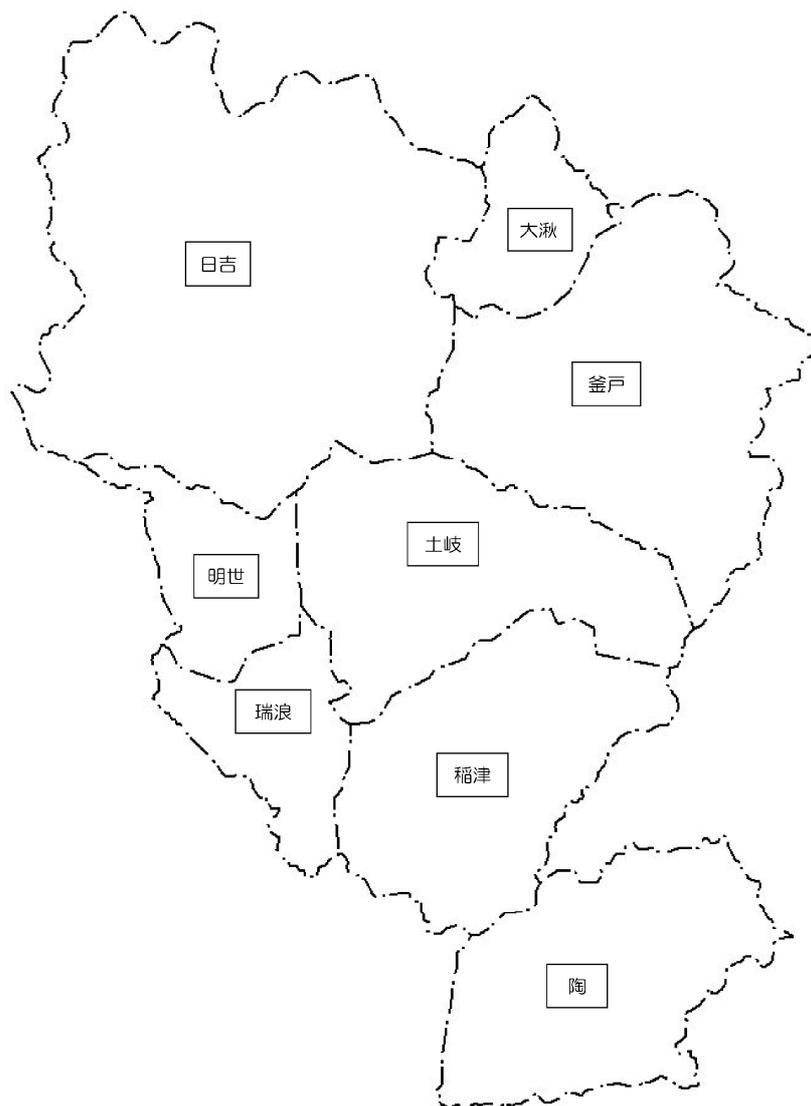
目 次

1. 対象区域	1
2. 届出が必要な行為・規模	2
3. 届出等の手順	6
4. 景観形成基準	7
(1) 建築物の建築等	7
(2) 工作物の建設等	13
(3) 開発行為	14
5. 届出に必要な書類	15
6. 用語の定義	32

1.対象区域(届出が必要な区域)

- ・届出が必要な区域は瑞浪市全域です。

瑞浪市景観計画では、市全域(174.86km²)を景観計画区域としており、一定の規模に該当する建築物等の建築に際しては、景観計画にもとづく事前の届出が必要です。



2.届出が必要な行為・規模

・下表に該当する行為の種類と規模に該当する場合に届出が必要です。

対象となる行為は、建築物の建築等、工作物の建設等、開発行為の3つであり、それぞれについて、行為の内容と規模が定められています。

基本的な考え方としては、景観に与える影響が大きい一定規模以上の建築行為等を対象としています。

①建築物

対象行為の種類	対象行為の規模
新築、増築、改築、移転、外観の過半を変更する修繕・模様替え又は色彩の変更	延べ面積 500 m ² 以上 又は 高さ 15mを超える

注. 増築・改築は増改築後の面積や高さが対象。

②工作物

対象行為の種類	対象行為の規模
新設、増築、改築、移転、外観の過半を変更する修繕・模様替え又は色彩の変更	高さ 15mを超える (但し、擁壁は高さ 2m を超え、 かつ見付面積が 200 m ² 以上)

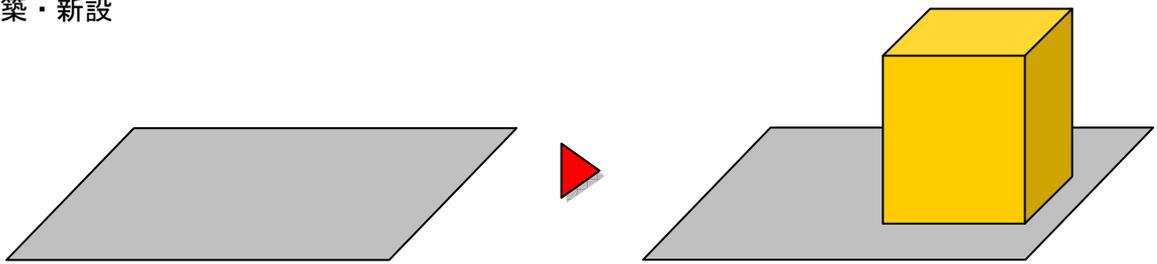
注. 増築・改築は増改築後の高さ等が対象。

③開発行為

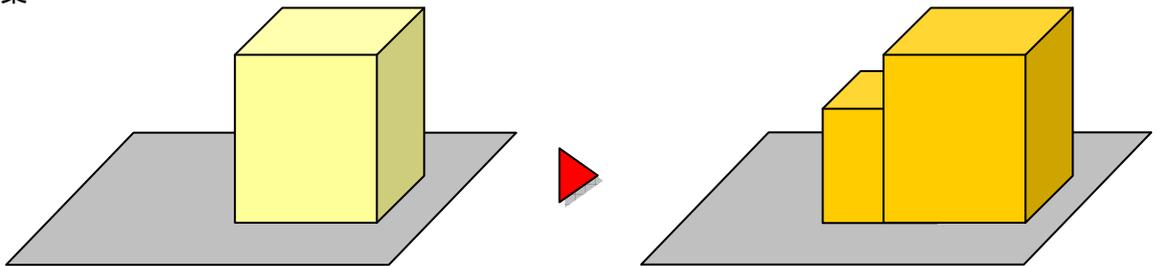
対象行為の種類	対象行為の規模
土地の区画形質の変更	開発区域 1,000 m ² 以上

建築物の建築等・工作物の建設等の対象行為のイメージ

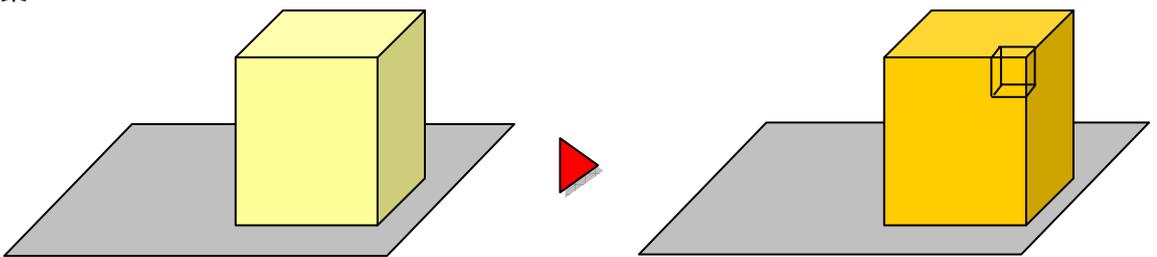
新築・新設



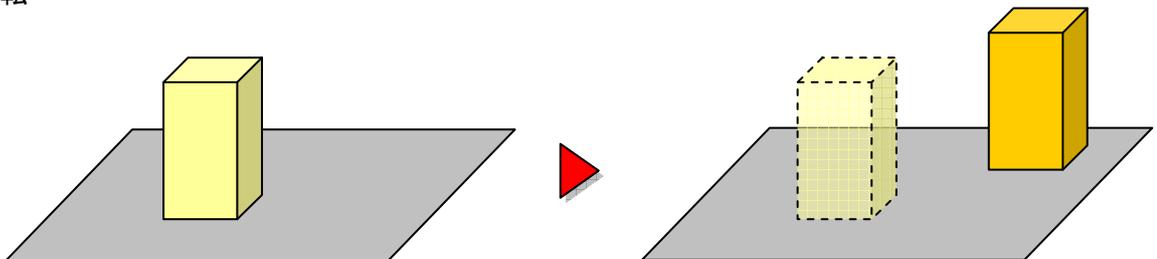
増築



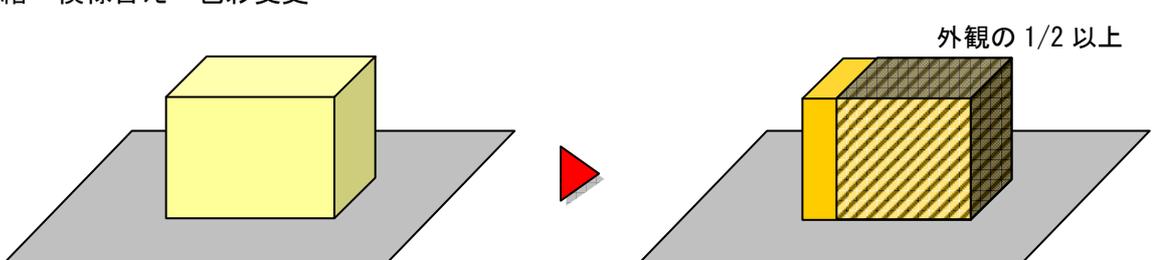
改築



移転

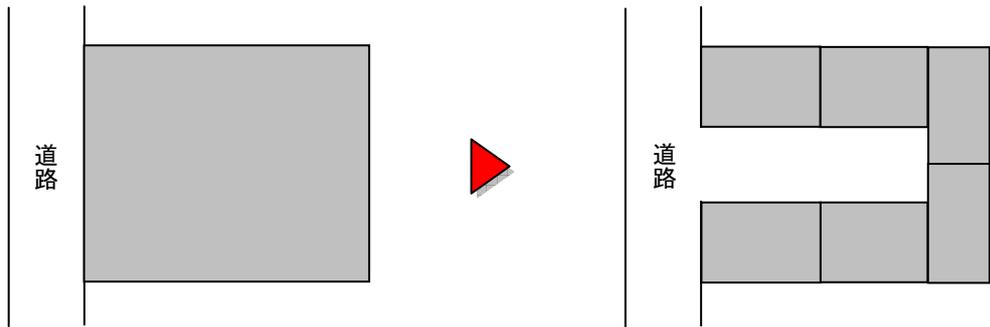


修繕・模様替え・色彩変更

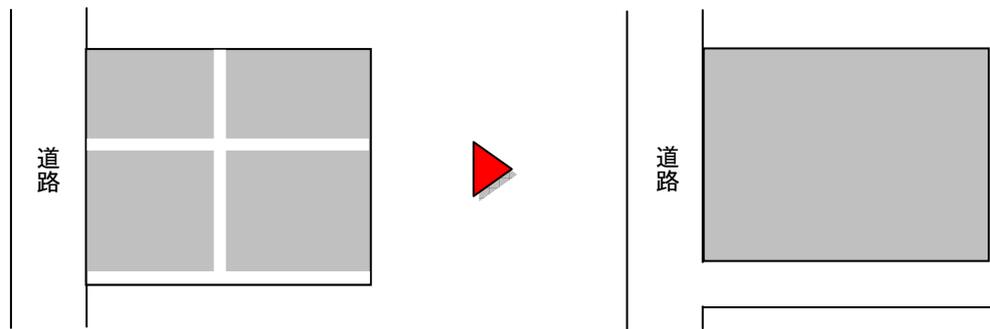


開発行為のイメージ

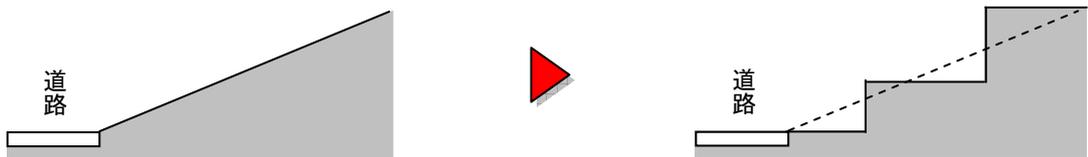
道路の新設等による区画の変更



農地の整地による宅地への形質の変更



山林や傾斜地の造成（切土・盛土）による形質の変更



届出を要しない行為

以下の行為は、届出行為の種類と規模に該当していても市への届出は要しません。

(景観法第 16 条第 5 項)

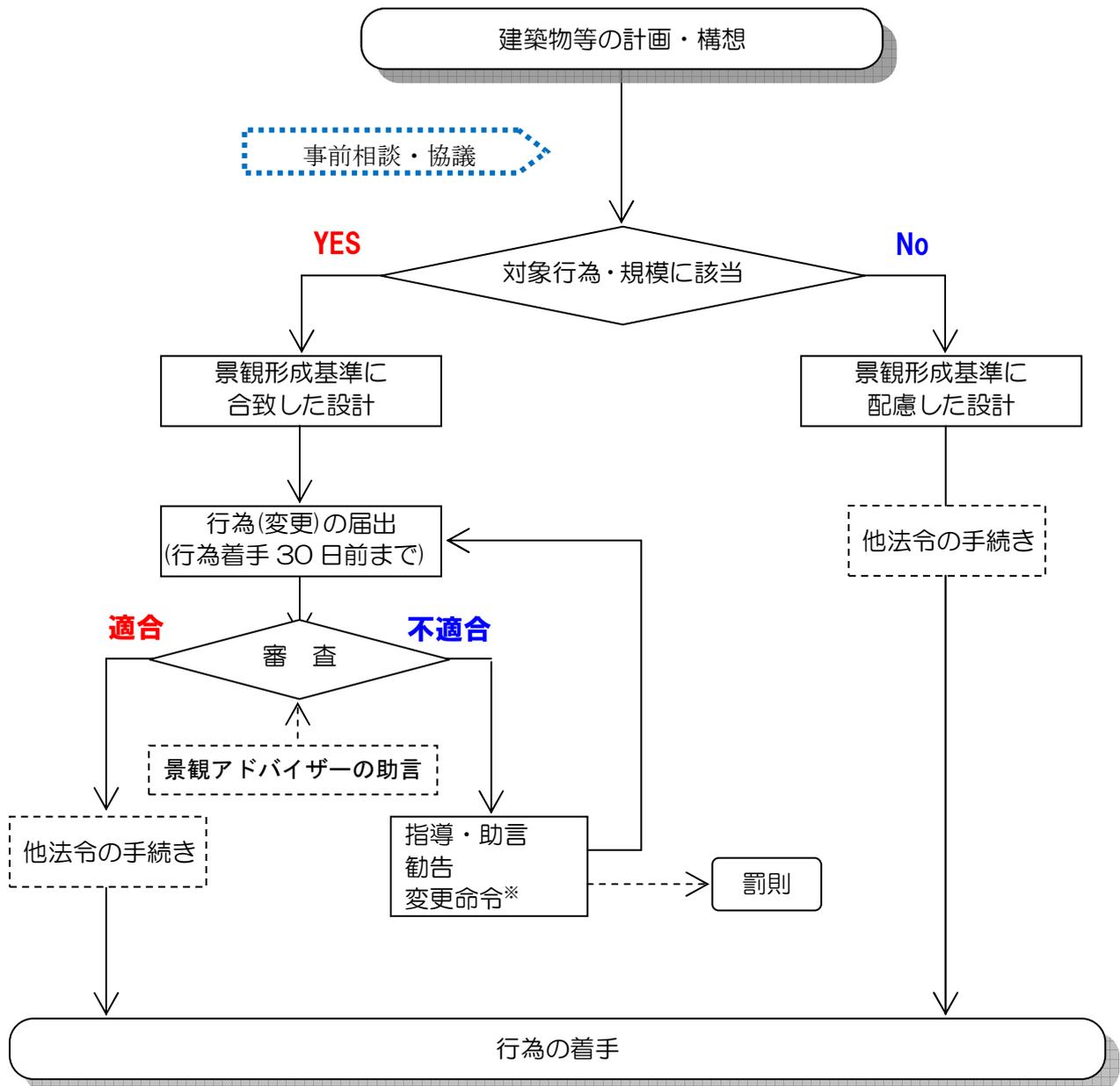
- ・国の機関又は地方公共団体が行う行為。(但し、この場合、国の機関又は地方公共団体は、行為の着手前に市に通知する義務がある。)

(景観法第 16 条第 7 項の各号)

- ・通常の管理行為、軽易な行為その他政令で定める行為
- ・非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ・景観重要建造物について、景観法第 22 条第 1 項の規定による許可を受けて行う行為
- ・景観計画に景観法第 8 条第 2 項第 4 号ロに掲げる事項が定められた景観重要公共施設の整備として行う行為
- ・景観重要公共施設について、景観法第 8 条第 2 項第 4 号ハ(1)から(7)までに規定する許可(景観計画にその基準が定められているものに限る。)を受けて行う行為
- ・景観法第 55 条第 2 項第 1 号の区域内の農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域をいう。)内において同法第 15 条の 2 第 1 項の許可を受けて行う同項に規定する開発行為
- ・国立公園又は国定公園の区域内において、第 8 条第 2 項第 4 号ホに規定する許可(景観計画にその基準が定められているものに限る。)を受けて行う行為
- ・景観法第 61 条第 1 項の景観地区内で行う建築物の建築等
- ・景観計画に定められた工作物の建設等の制限のすべてについて景観法第 72 条第 2 項の景観地区工作物制限条例による制限が定められている場合における当該景観地区内で行う工作物の建設等
- ・地区計画等(都市計画法第 4 条第 9 項に規定する地区計画等をいう。以下同じ。)の区域(地区整備計画(同法第 12 条の 5 第 2 項第 1 号に規定する地区整備計画をいう。)、特定建築物地区整備計画(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の第 32 条第 2 項第 1 号に規定する特定建築物地区整備計画をいう。)、防災街区整備地区整備計画(同法第 32 条第 2 項第 2 号に規定する防災街区整備地区整備計画をいう。)、歴史的風致維持向上地区整備計画(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の第 31 条第 2 項第 1 号に規定する歴史的風致維持向上地区整備計画をいう。)、沿道地区整備計画(幹線道路の沿道の整備に関する法律の第 9 条第 2 項第 1 号に規定する沿道地区整備計画をいう。))又は集落地区整備計画(集落地域整備法の第 5 条第 3 項に規定する集落地区整備計画をいう。))が定められている区域に限る。)内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築又は増築その他の政令で定める行為
- ・その他政令又は景観行政団体の条例で定める行為

3.届出等の手順

・瑞浪市景観計画では、「届出が必要な行為と規模」に該当する場合は、行為に着手する30日前までに、市への届出を行って頂き、市の方で、後述する「景観形成基準」に対して適合・不適合の審査を行います。



※：変更命令を出すことができる行為（特定届出対象行為）は、建築物と工作物において、形態意匠が基準に適合しないと判断した場合

相談・協議・届出受付の窓口

瑞浪市建設部都市計画課
電話：0572-68-9816（直通）
E-mail：tokei@city.mizunami.lg.jp

4.景観形成基準

- ・瑞浪市景観計画では、届出対象行為の種類毎に景観形成基準を定め、届出行為が基準に適合しているかどうかの判断を行います。

(1) 建築物の建築等

①形態意匠

- ・周辺の自然環境や既存の建築物との調和に配慮した、違和感のないデザインとします。

【考え方】

各地域の特徴や周辺のまちなみに配慮し、奇抜で自己主張の強い建築物（例. 動物等を模した形態等）は景観を損ねることになります。既にある周辺の建築物や土地利用と調和した連続性・一体性・統一性の感じられるデザインとなるよう努め、地域に馴染む違和感のない形態意匠としてください。

地域全体の雰囲気乱さず、馴染む景観とするには、地域性のある素材の使用することや、建築物の大きな構成要素である屋根や壁面の形状に配慮することが考えられます。

一方で、単調で無個性な建築を避ける観点も大切であり、アクセントカラーを使用するなど細やかな部分で工夫を行うことが望ましいと考えます。

その他、外壁等に付帯する施設（バルコニー、屋外階段、雨樋、広告看板等）・設備（配管、空調室外機等）については、可能な限り建築物と一体的なデザインとするか、目隠し等を施すことが望ましいと考えます。（太陽光発電設備は屋根勾配と合わせて目立たなくする配慮が必要です。）特に、規模の大きな建築物については、道路に面した部分だけでなく、人の目に触れる可能性がある背面や側面についても一体的な意匠とすることにより良好な景観を形成することができます。

また、建物の向きや既存の建築物や工作物との位置関係及び周辺の地形などとの位置関係についても十分考慮して配置することが大切です。特に、高層建築物については、道路や河川等の公共空間からセットバックすることにより空地を確保し、圧迫感・威圧感を軽減し、空間にゆとりをもたせることが考えられます。

商業・業務系の沿道などでは、壁面線や建物の高さを揃えることや統一したバナー広告などにより、良好な景観を形成することが可能です。また、背後に山なみがある場合には、その稜線を分断しないような配置への配慮が大切です。



地域に馴染んだ和風のデザイン

②色彩

- ・彩度 6 以下の色彩とし、周辺の色調と調和を図ります。
- ・アクセントカラーを用いる場合（各部位の 10%以下）や、木や石等の自然素材そのものはこの限りではありません。

【考え方】

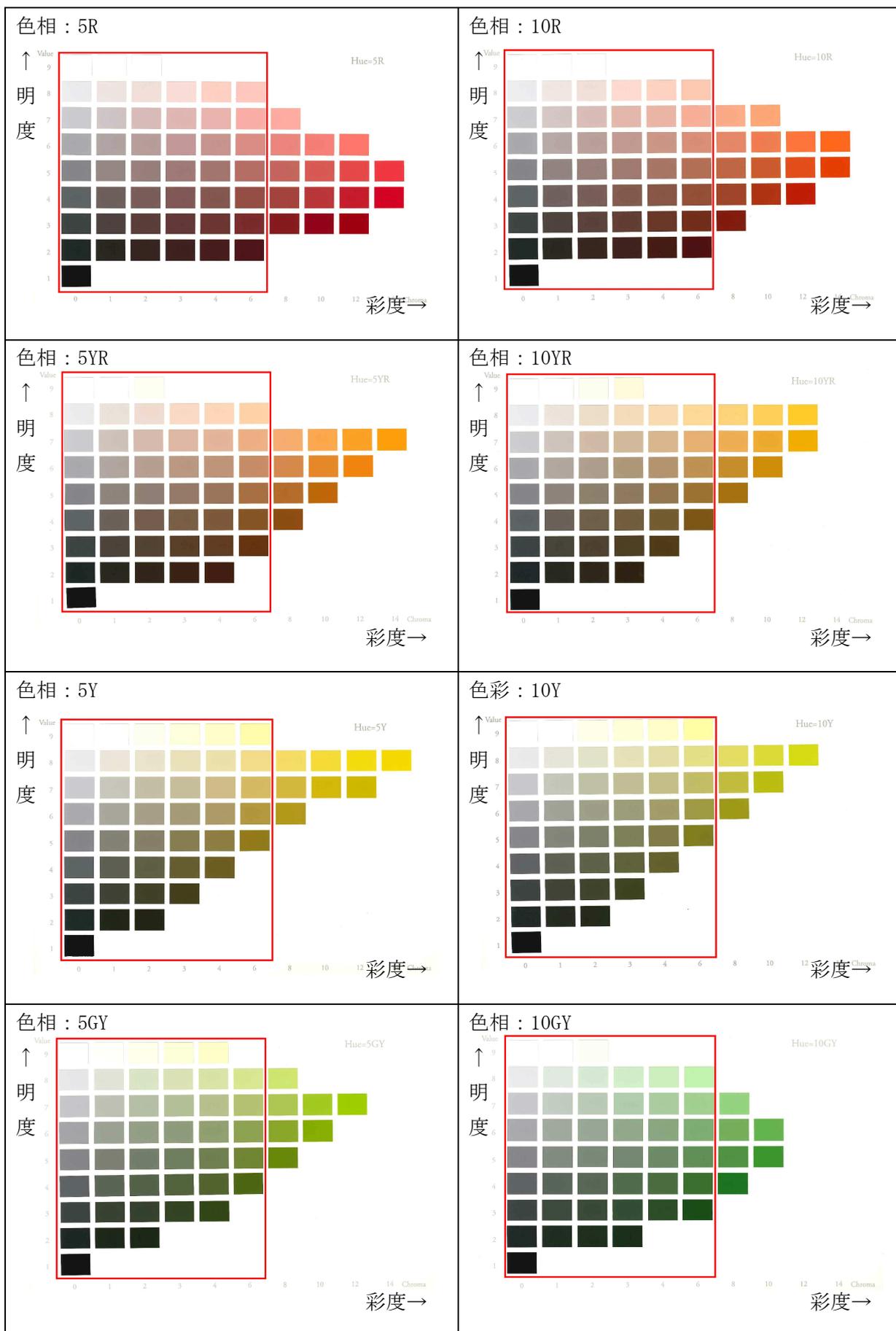
色彩は形態・意匠と同じように景観を大きく左右する要素であり、周辺の建築物や自然環境と調和した色彩を使用し、派手な模様や配色を避けることは、良好な景観を形成する上で必要です。

彩度は 6 以下としますが、その他基本的な考え方として、以下の事項への配慮をお願いします。（彩度に係る色見本は次ページ以降を参照。）

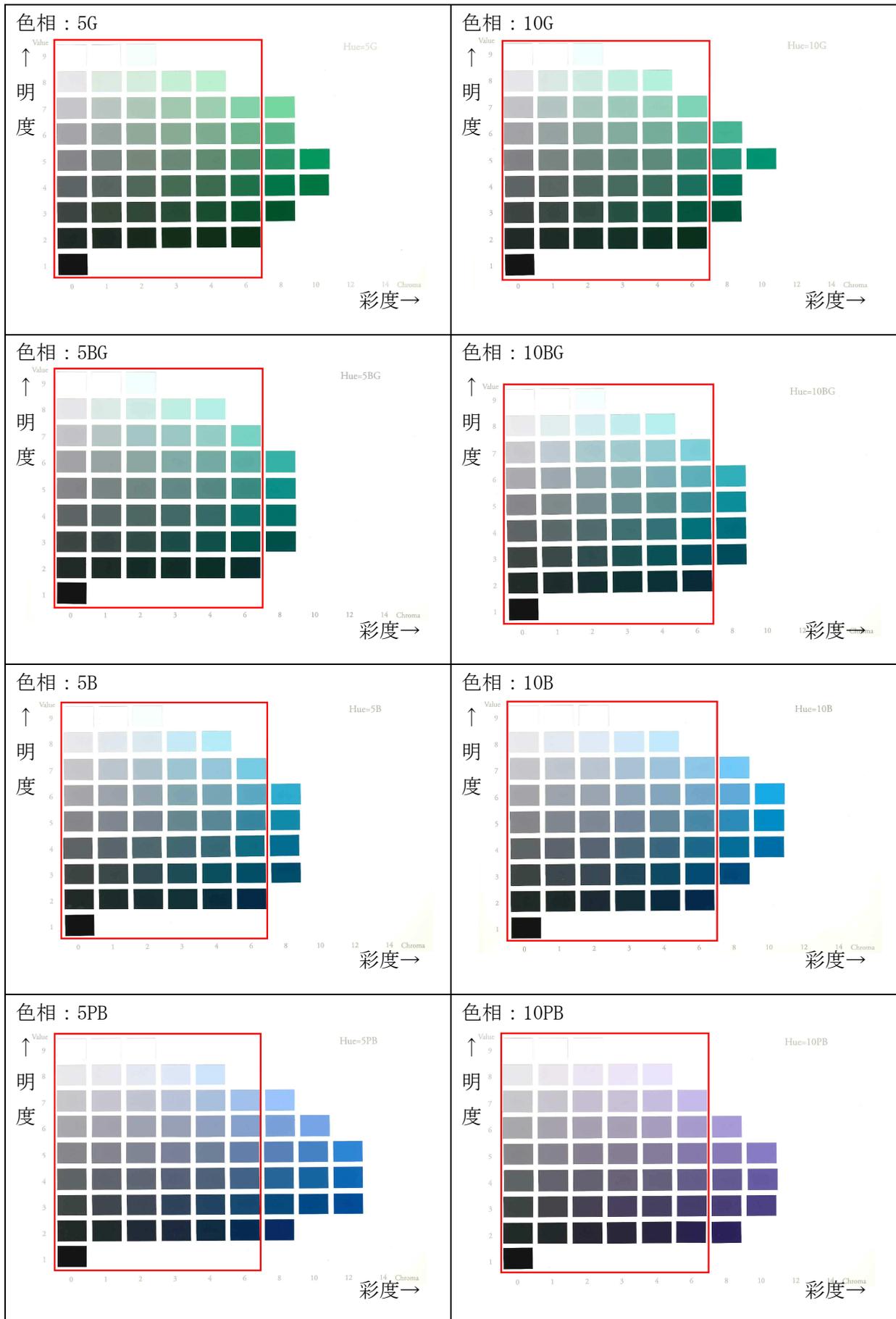
- ・使用する色数はできるかぎり少なくする。
- ・周辺と調和しない色は用いない。
- ・自然素材がもつ色彩を利用する。
- ・屋根や壁面などの大きな面積を占める部分には、できるだけ低彩度の落ち着いた色を基調とする。
- ・高層建築物や横に長い建築物では、単調な色合いにならないよう、彩度や明度に変化を付けるなど工夫する。



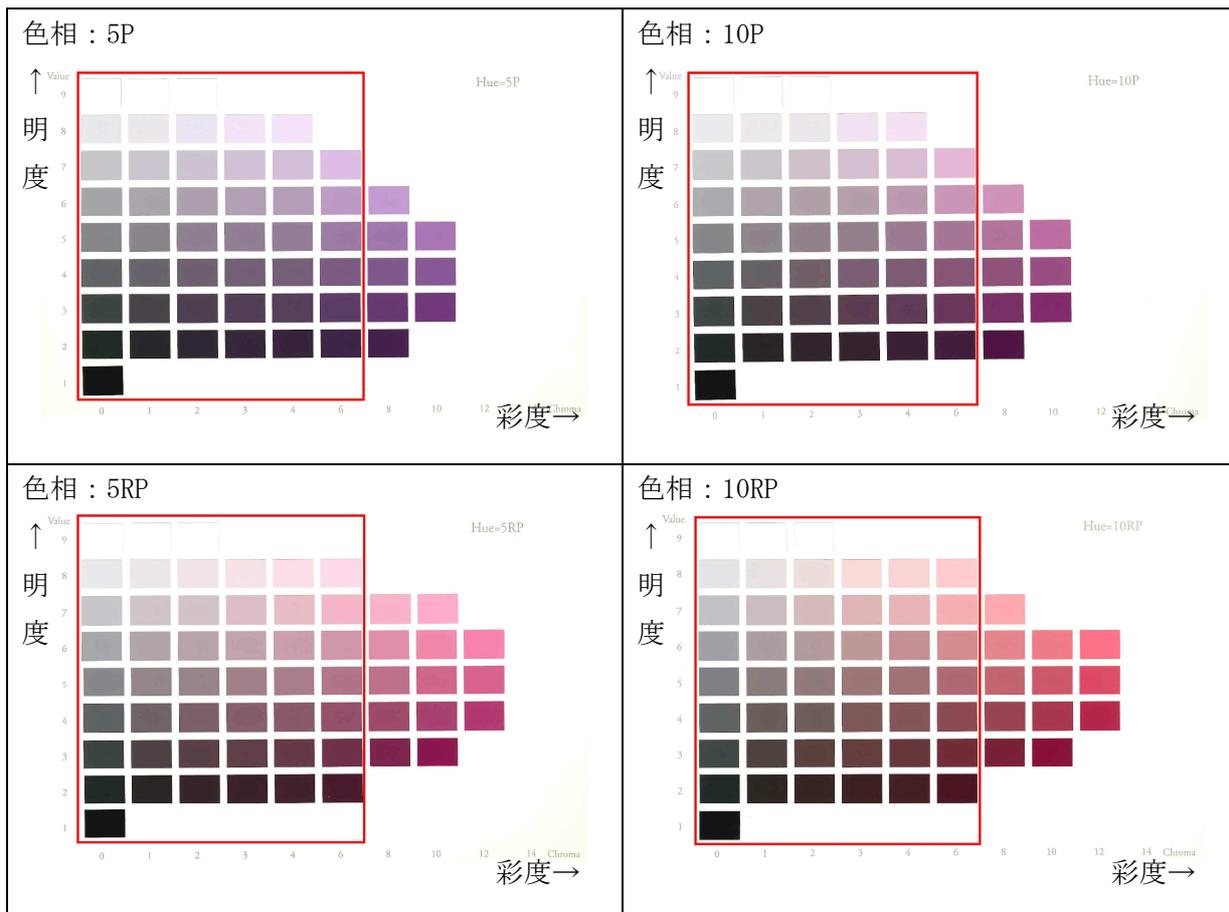
山なみと調和した色調



印刷物のため実際の色とは若干異なります。



印刷物のため実際の色とは若干異なります。



印刷物のため実際の色とは若干異なります。

③その他

- ・敷地境界部分は緑化に努めます。
- ・地域性のある素材の活用に努めるほか、劣化等による汚れに強い素材の活用を図ります。

【考え方】

庭の緑や敷地内の緑化は、地域の景観に潤いを与えるものであり、建築物の規模に合った低・中・高木や地被類について、敷地境界付近への積極的な緑の配置を推奨します。

特に、セットバックした大規模建築物の前面や駐車場などの空地周囲において修景緑化を施すことは、まちなみ景観の魅力を高める効果があるとともに、都市環境の保全に重要な要素であり、景観の阻害要素の遮蔽にも寄与する場合があります。

樹種については、地域の既存の植生を考慮するとともに、周辺の景観に調和した植栽にすることが望ましく、花の咲く木を配置することによって季節の変化を感じさせることも考えられます。緑は大切に継承されることで効力を発揮するものであり、維持管理面も考慮して樹種を選定して下さい。

建築素材については、汚れや退色、劣化に強いものが望ましく、メンテナンス性や美観の持続性のある材料を使用するよう努めて下さい。石材や木材等の経年変化により味わいが出るものについては、積極的に使用するものとします。

(2) 工作物の建設等

①形態意匠

一体となる建築物や他の工作物がある場合は、それらと違和感のないデザインとします。

②色彩

- ・彩度6以下の色彩とし、周辺の色調と調和を図ります。
- ・アクセントカラーを用いる場合（各部位の10%以下）や、木や石等の自然素材そのものはこの限りではありません。

③その他

- ・機能上等の理由から形態意匠による配慮が困難な場合は、目立ちにくいような配置位置の工夫や、目隠し施設の設置、周辺を含めた緑化等による修景に努めます。
- ・地域性のある素材の活用に努めるほか、劣化等による汚れに強い素材の活用を図ります。

【考え方】

工作物については、周辺の景観を阻害しないよう、既存の建築物や他の工作物との位置関係に配慮（例、鉄柱、電柱等の裏側配置）するとともにデザイン的な調和を図ったシンプルな形態として下さい。特に、規模が大きく高層となる工作物は、道路や河川等の公共空間からの離隔をとるか、周辺に緑化を施すことにより、圧迫感・威圧感を軽減するよう配慮が必要です。

工作物が所要の機能を発揮する上で、形態・意匠に制限がある場合においても同様に、緑化などにより周辺を含めた修景を施すか、自然素材を用いることで、周辺景観との調和や圧迫感・存在感の軽減を図るものとします。

広告塔、記念塔等の見せることを目的とする工作物については、集約配置を心がけるか、素材・形態に配慮し、一体となる建築物等と違和感のない素材やデザインにすることにより、全体として景観の調和を図るものとします。（岐阜県屋外広告物条例も参考にして下さい。）

擁壁については、圧迫感のある直壁のコンクリート面を避けるとともに、長大なものにならないよう配慮するほか、素材については、自然石やそれに類するものを使用するか、緑化等による修景を行うことが望ましいと考えます。

色彩や素材については、基本的に建築物における考え方と同様です。

(3) 開発行為

①法面・擁壁

- ・周囲に圧迫感を与えるような長大な法面や擁壁を生じないようにします。
- ・法面に緑化を施すことや擁壁には自然素材を用いる事等により周辺環境へ配慮します。

②その他

- ・地形の改変を抑え、既存の良好な樹木や水辺等の自然環境の保全に努めます。
- ・既存の自然環境が大きく改変される場合は、移植や代替措置を講じます。

【考え方】

造成などの開発行為を行う際は、地形改変の最小化、既存の樹木等の維持を可能な限り図り、景観の変化が小さくなるよう配慮するものとします。

特に、長大な法面や擁壁面は圧迫感・威圧感を感じるため、必要最小限の規模の法面・擁壁面となるよう配慮し、道路等の公共空間に面した部分では、可能な限り直壁の擁壁面は避けるようにします。

法面については、土砂の流出や法面の崩壊を防ぐとともに、緑豊かな景観を形成できるよう配慮するものとします。擁壁についても自然素材を用いるか、つる植物等での緑化を図るなどの修景を施し、周辺環境との調和を乱さないよう配慮します。

また、道路等との境界部分について緑化を行うことは、開発に伴い損失した樹木等の緑の回復を図るとともに、外部から見た閉鎖感を軽減することができます。

事業の内容に大きな地形改変が生じる開発行為となる場合は、周辺からの見え方を考慮の上、積極的な緑化等によって回復措置を講じて下さい。

5.届出に必要な書類

届出を行う際には、届出書と以下の添付図書を2部（正副）提出して下さい。

また、変更届出の場合の図書は、変更に係る部分のみ添付して下さい。

届出書に添付する図書

対象行為の種類	添付図書	内容
建築物・工作物	位置図 (S=1:2, 500 程度)	建築物又は工作物の敷地の位置、周辺状況を表示する図面で、縮尺、方位、主たる道路や鉄道、目標となる地物等を記載する。
	現況写真	撮影方向が分かるように当該敷地及び敷地周辺の状況を示すカラー写真とする。
	配置図 (S=1:200 程度)	敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面で、縮尺、方位、周辺道路、境界線、植栽等の外構計画を記載する。
	立面図 (S=1:100 程度)	建築物又は工作物の彩色が施されたもので、縮尺、面の方位、寸法、素材を記載し、外部から見える面について記載する。
開発行為	位置図 (S=1:2, 500 程度)	建築物又は工作物の敷地の位置、周辺状況を表示する図面で、縮尺、方位、主たる道路や鉄道、目標となる地物等を記載する。
	現況写真	撮影方向が分かるように当該敷地及び敷地周辺の状況を示すカラー写真とする。
	計画平面図 (S=1:500 程度)	法面、擁壁等の構造物、計画高さ等の形状を明らかにするもので、縮尺、方位、寸法、横断位置を記載する。
	土地利用計画図 (S=1:500 程度)	植栽等の外構を含めた土地利用計画を明らかにするもので、縮尺、方位、寸法を記載する。
	縦横断図 (S=適宜)	行為前後の土地形状の差異を明らかにするもので、縮尺、境界線を記載する。

注. 図面内には、届出書に記載する面積等の数値を照合できるように記載してください。

○様式集

様式番号	様式名称
様式第1号	景観計画区域内行為（変更）届出書
様式第2号	景観計画区域内行為審査結果通知書
様式第3号	勧告書
様式第4号	景観計画区域内行為（変更）通知書
様式第5号	変更命令書
様式第6号	審査期間延長通知書
様式第7号	身分証明書
様式第8号	景観重要建造物指定通知書
様式第9号	景観重要建造物を表示する標識
様式第10号	景観重要建造物指定解除通知書
様式第11号	景観重要樹木指定通知書
様式第12号	景観重要樹木を表示する標識
様式第13号	景観重要樹木指定解除通知書

様式第1号（第2条関係）

景観計画区域内行為（変更）届出書

年 月 日

瑞浪市長 様

届出者 住 所
氏 名
電話番号



景観法第16条第1項（第2項）の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

行 為 の 場 所	瑞浪市		
行 為 の 種 類	<input type="checkbox"/> 建築物	<input type="checkbox"/> 新築・新設、 <input type="checkbox"/> 増築、 <input type="checkbox"/> 改築、 <input type="checkbox"/> 移転、	
	<input type="checkbox"/> 工作物	<input type="checkbox"/> 外観の変更（ <input type="checkbox"/> 修繕、 <input type="checkbox"/> 模様替、 <input type="checkbox"/> 色彩の変更）	
	<input type="checkbox"/> 開発行為		
着 手 予 定 日	年 月 日	完 了 予 定 日	年 月 日
設 計 者	住所 氏名 電話番号		
施 工 者	住所 氏名 電話番号		
届 出 内 容 に 係 る 照 会 先	住所 氏名 電話番号		
変 更 届 出 の 場 合 は、当 初 届 出 の 年 月 日、変 更 の 内 容 及 び そ の 理 由			

- 備 考
- (1) 届出書は、正副2通提出してください。
 - (2) 該当する□の中にレ印をつけてください。
 - (3) 裏面に必要事項を記入してください。
 - (4) 瑞浪市景観条例施行規則の別表に掲げる図書を添付してください。

(裏面)

行為の種類	行為の内容				
<input type="checkbox"/> 建築物 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更)	用途：		敷地面積： m^2		
	構造：				
	区分	届出部分	既存部分	合計	
	建築面積	m^2	m^2	m^2	
	延床面積	m^2	m^2	m^2	
	高さ： m (階数：地上 階、地下 階)				
	外観の変更：変更面積		m^2 、変更しない面積		
	仕様	区分	仕上げ (材料・方法)	面積	色彩 (マンセル値)
		屋根		m^2	
		外壁		m^2	
	m^2				
良好な景観形成に配慮した事項：					
<input type="checkbox"/> 工作物 <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更)	種類：		構造：		
	敷地面積： m^2		見付面積： m^2		
	区分	届出部分	既存部分	合計	
	築造面積	m^2	m^2	m^2	
	長さ	m	m	m	
	高さ： m				
	外観の変更：変更面積		m^2 、変更しない面積		
	仕様	区分	仕上げ (材料・方法)	面積	色彩 (マンセル値)
		外観		m^2	
				m^2	
良好な景観形成に配慮した事項：					
<input type="checkbox"/> 開発	目的：				
	区域面積： m^2				
	行為地の現況：				
	隣接地の現況：				
	生ずる土地の高低差の有無： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
	生ずる土地の高低差：切土 m 、盛土 m 、勾配 \quad /				
	土地高低差の処理方法：				
	良好な景観形成に配慮した事項：				

- 備考 (1) 該当する行為の種類欄に該当事項を記入してください。
 (2) 工作物の見付面積は、擁壁の場合のみ書いてください。
 (3) 上記の欄内で不足する場合は、別途資料を添付してください。

様式第2号（第3条関係）

景観計画区域内行為審査結果通知書

年 月 日

様

瑞浪市長



年 月 日付けで届出のあった景観計画区域内における次の行為は、
審査の結果、景観形成基準に適合しており、良好な景観の形成に支障を及ぼすもので
ないことを認めましたので通知します。

行 為 の 場 所	
行 為 の 種 類	
行 為 の 概 要	
特 記 事 項	

様式第3号（第4条関係）

勸告書

年 月 日

様

瑞浪市長

印

年 月 日付けで届出のあった景観計画区域内における次の行為は、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないことから、景観法第16条第3項の規定により、必要な措置を講じるよう、次のとおり勧告します。

行為の場所		
行為の期間	着手予定年月日	年 月 日
	完了予定年月日	年 月 日
行為の種類		
勸告事項		

景観計画区域内行為（変更）通知書

年 月 日

瑞浪市長 様

通知者 住所
氏名
電話番号



景観法第16条第5項の規定により、関係書類を添えて次のとおり通知します。

行為の場所	瑞浪市		
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物	<input type="checkbox"/> 新築・新設、 <input type="checkbox"/> 増築、 <input type="checkbox"/> 改築、 <input type="checkbox"/> 移転、	
	<input type="checkbox"/> 工作物	<input type="checkbox"/> 外観の変更（ <input type="checkbox"/> 修繕、 <input type="checkbox"/> 模様替、 <input type="checkbox"/> 色彩の変更）	
	<input type="checkbox"/> 開発行為		
着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日
設計者	住所 氏名 電話番号		
施工者	住所 氏名 電話番号		
通知内容に係る照会先	住所 氏名 電話番号		
変更通知の場合は、当初通知の年月日、変更の内容及びその理由			

- 備考 (1) 通知書は、正副2通提出してください。
 (2) 該当する□の中にレ印をつけてください。
 (3) 裏面に必要事項を記入してください。
 (4) 瑞浪市景観条例施行規則の別表に掲げる図書を添付してください。

(裏面)

行為の種類	行為の内容				
<input type="checkbox"/> 建築物 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更 (<input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更)	用途：		敷地面積： m ²		
	構造：				
	区分	届出部分	既存部分	合計	
	建築面積	m ²	m ²	m ²	
	延床面積	m ²	m ²	m ²	
	高さ： m (階数：地上 階、地下 階)				
	外観の変更：変更面積 m ² 、変更しない面積 m ²				
	仕様	区分	仕上げ (材料・方法)	面積	色彩 (マンセル値)
		屋根		m ²	
		外壁		m ²	
	m ²				
良好な景観形成に配慮した事項：					
<input type="checkbox"/> 工作物 <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更 (<input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更)	種類：		構造：		
	敷地面積： m ²		見付面積： m ²		
	区分	届出部分	既存部分	合計	
	築造面積	m ²	m ²	m ²	
	長さ	m	m	m	
	高さ： m				
	外観の変更：変更面積 m ² 、変更しない面積 m ²				
	仕様	区分	仕上げ (材料・方法)	面積	色彩 (マンセル値)
		外観		m ²	
				m ²	
良好な景観形成に配慮した事項：					
<input type="checkbox"/> 開発	目的：				
	区域面積： m ²				
	行為地の現況：				
	隣接地の現況：				
	生ずる土地の高低差の有無： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
	生ずる土地の高低差：切土 m、盛土 m、勾配 /				
	土地高低差の処理方法：				
	良好な景観形成に配慮した事項：				

- 備考 (1) 該当する行為の種類欄に該当事項を記入してください。
 (2) 工作物の見付面積は、擁壁の場合のみ書いてください。
 (3) 上記の欄内で不足する場合は、別途資料を添付してください。

様式第5号（第6条関係）

変 更 命 令 書

年 月 日

様

瑞浪市長



年 月 日付で届出のあった景観計画区域内における次の行為は、
景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないことから、景
観法第17条第1項の規定により、必要な措置を講じるよう、次のとおり命令します。

行為の場所		
行為の期間	着手予定年月日	年 月 日
	完了予定年月日	年 月 日
行為の種類		
命 令 事 項		

様式第6号（第7条関係）

審査期間延長通知書

年 月 日

様

瑞浪市長

印

年 月 日付けで届出のあった景観計画区域内における次の行為については、景観法第17条第4項の規定により、次のとおり同条第2項の期間を延長することを通知します。

行為の場所	
行為の種類	
行為の概要	
延長する期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
延長する理由	
特記事項	

第	号	身 分 証 明 書			
<div style="border: 1px dashed black; width: 100px; height: 80px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 写 真 </div>		所 属 職 名 氏 名	生年月日	年	月
		日			
<p>上記の者は、景観法に基づく原状回復等又は立入検査若しくは立入調査を行う者であることを証明する。</p>					
発行年月日		年	月	日	
瑞浪市長				印	

景観法(抜粋)
(変更命令等) 第17条 (略) 2～5 (略)
6 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき措置(以下この条において「原状回復等」という。)を命じようとする場合において、過失がなく当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、景観行政団体の長は、その者の負担において、当該原状回復等を命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、景観行政団体の長又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。
7 景観行政団体の長は、第1項の規定の施行に必要な限度において、同項の規定により必要な措置をとることを命ぜられた者に対し、当該措置の実施状況その他必要な事項について報告をさせ、又は景観行政団体の職員に、当該建築物の敷地若しくは当該工作物の存する土地に立ち入り、特定届出対象行為の実施状況を検査させ、若しくは特定届出対象行為が景観に及ぼす影響を調査させることができる。
8 第6項の規定により原状回復等を行おうとする者及び前項の規定により立入調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。
9 (略)
(原状回復命令等) 第23条 (略)
2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置(以下この条において「原状回復等」という。)を命じようとする場合において、過失がなく当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、景観行政団体の長は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、景観行政団体の長又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。
3 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。 (原状回復命令等についての準用)
第32条 第23条の規定は、前条第1項の規定に違反した者又は同条第2項において準用する第22条第3項の規定により許可に付された条件に違反した者がある場合について準用する。この場合において、第23条第1項中「景観重要建造物」とあるのは、「景観重要樹木」と読み替えるものとする。
2 (略)

様式第8号（第9条関係）

景観重要建造物指定通知書

年 月 日

様

瑞浪市長



景観法第19条第1項の規定により、次のとおり景観重要建造物を指定したので通知します。

指 定 年 月 日	年 月 日
指 定 番 号	第 号
名 称	
所 在 地	
所有者の氏名 及び住所	住 所 氏 名
指 定 理 由	
景観法第19 条に規定する 土地その他の 物件の範囲	

様式第9号（第10条関係）

景観重要建造物

指定番号 第 号

名 称

この建造物は、景観法により指定された景観重要建造物です。

年 月 日 指定



瑞浪市

様式第10号（第11条関係）

景観重要建造物指定解除通知書

年 月 日

様

瑞浪市長



景観法第27条第1項又は第2項の規定により、次のとおり景観重要建造物の指定を解除したので通知します。

指 定 年 月 日	年 月 日
指 定 番 号	第 号
名 称	
所 在 地	
所有者の氏名 及び住所	住 所 氏 名
解 除 理 由	

様式第11号（第12条関係）

景観重要樹木指定通知書

年 月 日

様

瑞浪市長



景観法第28条第1項の規定により、次のとおり景観重要樹木を指定したので通知します。

指 定 年 月 日	年 月 日
指 定 番 号	第 号
樹 種	
所 在 地	
所有者の氏名 及び住所	住 所 氏 名
指 定 理 由	

景観重要樹木

指定番号 第 号

樹 種

この樹木は、景観法により指定された景観重要樹木です。

年 月 日 指定



瑞 浪 市

様式第13号（第14条関係）

景観重要樹木指定解除通知書

年 月 日

様

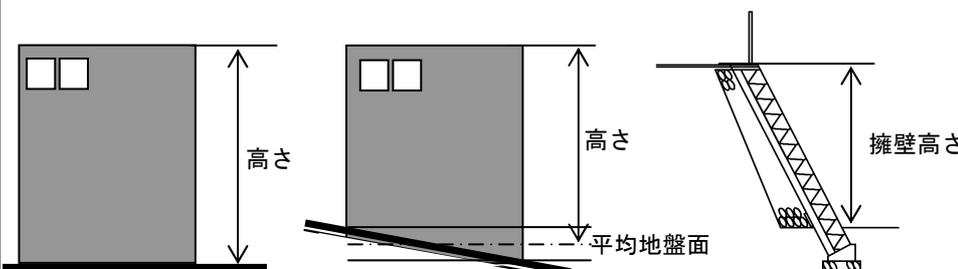
瑞浪市長

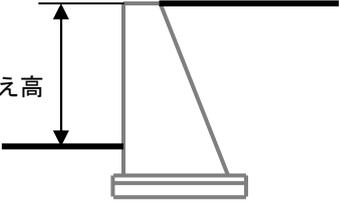


景観法第35条第1項又は第2項の規定により、次のとおり景観重要樹木の指定を解除したので通知します。

指 定 年 月 日	年 月 日
指 定 番 号	第 号
樹 種	
所 在 地	
所有者の氏名 及び住所	住 所 氏 名
解 除 理 由	

6.用語の定義

用語	定義
建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの (建築基準法第2条第1号)
工作物	<ul style="list-style-type: none"> ・煙突 ・鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱等 ・広告塔、広告板、装飾塔、記念塔等 ・高架水槽、サイロ、物見塔等 ・擁壁 ・乗用エレベーター又はエスカレーターで観光用のもの ・ウォーターシュート、コースター等の高架の遊戯施設 ・メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔等の原動機付回転遊具施設 ・生コン製造施設等 ・自動車車庫 ・サイロ等の貯蔵施設 ・汚物処理場、ごみ焼却場等 ・特定用途制限地域内の工作物で条例により制限が定められたもの (建築基準法施行令第138条)
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> ・主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更 (都市計画法第4条第12項)
高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物、工作物については、建築基準法施行令第2条第1項第6号に規定する高さとし、地盤面（地盤の高低差が3m以内の場合は、建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面。高低差が3mを超える場合は、その高低差3m以内ごとの平均の高さにおける水平面）からの高さ。 ・擁壁にあたっては、地盤面から上の部分の最高の垂直高さ。 

用語	定義
延べ面積	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法施行令第2条第1項第4号に規定される延べ面積とし、建築物の各階の床面積の合計。床面積は建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定されており、建築物の各階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積。
見付面積	<ul style="list-style-type: none"> ・擁壁の外装面の垂直投影面積のこと。 

瑞浪市景観計画 運用の手引き

平成 28 年 4 月

瑞浪市建設部都市計画課

〒509-6195 瑞浪市上平町 1-1

TEL 0572-68-2111 (代)

FAX 0572-68-9861

E-mail : tokei@city.mizunami.lg.jp